

保護されるための要件は？（通報者の保護要件）

● 法第2条第3項に規定する通報対象事実についての通報

- ① 公益通報者保護法第3条第2号に掲げる要件を満たす場合

● 法に基づく公益通報に準ずる通報

- ① その他通報者が公益通報者保護法第3条第2号に掲げる要件を満たす場合
- ② 通報対象事実以外の法令違反についての通報で「真実相当性」がある場合
- ③ 通報対象事実以外の法令違反についての通報で「真実相当性」がない場合
通報対象事実が生じ、若しくはまさに生じようとしていると思料し、かつ
法第3条第2号イからニまでに掲げる事項を記載した書面を提出する必要がある。
 - イ 公益通報者の氏名又は名称及び住所又は居所
 - ロ 当該通報対象事実の内容
 - ハ 当該通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思料する理由
 - ニ 当該通報対象事実について法令に基づく措置その他適当な措置がとられるべきと思料する理由

※「真実相当性」とは、通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由をいいます。単なる憶測や伝聞ではなく、通報対象事実を裏付ける証拠や関係者による信用性の高い供述など、相当の根拠があることを意味します。